



厚生労働省発職 0331 第 3 号

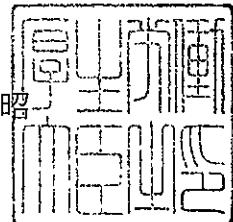


平成 22 年 3 月 31 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

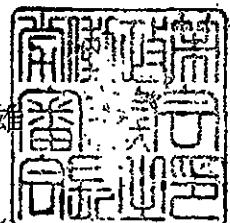
平成二十二年四月一日から一年間、雇用保険率を千分の十五・五（農林水産業及び清酒製造業については千分の十七・五、建設業については千分の十八・五）とすること。

写

労審発第584号
平成22年3月31日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第3号をもって諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月31日

労働政策審議会

会長 謙訪 康雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」について

平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月31日

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

雇用保険部会

部会長 清家 篤

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱」について

平成22年3月31日付け厚生労働省発職0331第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。